

## 平成27年第4回定例会文教福祉委員会会議録

平成27年12月15日（火）

10時00分～11時52分

第1委員会室

### 出席者氏名

糸賀 淳	委員長	札幌 章俊	副委員長
伊藤 悦子	委員	久米原孝子	委員
油原 信義	委員	後藤 敦志	委員
杉野 五郎	委員	大野誠一郎	委員

### 執行部説明者

教育長	藤後 茂男	健康福祉部長	龍崎 隆
教育部長	荒井久仁夫	保険年金課長	吉田 宜浩
健康増進課長	宮田 研二	社会福祉課長	渡邊 正一
こども課長	矢口とし子	高齢福祉課長	本谷 壽一
教育総務課長	足立 裕	生涯学習課長	黒田智恵子
スポーツ推進課長	北澤 昌雄	指導課長	小貫 孝浩
学校給食センター所長	大和田英嗣	教育センター所長	辻井 浩一
こども課長補佐	稲葉 通（書記）		

### 事務局

総務G副主査 塚本 裕紀

### 議題

議案第5号	龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第6号	龍ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第9号	平成27年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第3号）の所管事項
議案第10号	平成27年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第13号	平成27年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第14号	平成27年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
議案第15号	平成27年度龍ヶ崎市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
報告第3号	専決処分の承認を求めることについて （和解に関することについて）

糸賀委員長

皆さん、おはようございます。

委員の皆様申し上げます。

本日、傍聴の申し出がありますので、これを許可いたします。

ここで、傍聴者の皆様に申し上げます。

会議中にご静粛をお願いいたします。

それでは、ただいまより文教福祉委員会を開会いたします。

本日も審議をいただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました議案第5号、議案第6号、議案第9号の所管事項、議案第10号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、報告第3号の8案件です。これらの案件につきましてご審議をいただくわけですが、会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしく申し上げます。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第5号 龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について及び議案第6号 龍ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例についての2案件については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1及び別表第2の規定に基づき、主務省令で定められた申請等に当たり、個人番号の記載が追加される事務について、本条例中の該当箇所について個人番号の記載を追加するよう改正を行うものがあります。

関連しておりますので、一括して説明を受け審査を行い、採決は別々に行いたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、執行部から説明願います。

龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

それでは、改めましておはようございます。本日はよろしくお願いをいたします。

それでは、議案第5号 龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について及び議案第6号 龍ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

まず、改正の理由でございます。

平成25年5月に制定されました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1及び別表第2の規定に基づき、厚生労働省関係省令の整備に関する省令で定められた申請等に当たり、個人番号の記載が追加される事務のうち条例に委任されている事務について、それぞれの条例中の該当箇所について個人番号の記載を追加するよう改正するものでございます。

内容でございます。

まず、議案第5号 龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

新旧対照表の9ページをごらんいただきたいと思います。

条例の第26条に規定いたします国民健康保険税減免のための申請書に記載いたします氏名並びに住所に加え、新たに個人番号の記載を求めるというものでございます。

議案書の12ページを見ていただきたいと思います。

附則といたしまして、この条例は平成28年1月1日から施行するというところでございます。

次に、議案第6号 龍ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

新旧対象表の10ページをお願いいたします。

3点ほどございます。まず、条例第8条に規定をいたします介護保険料の徴収猶予の申請に関しまして、また、条例第9条に規定する介護保険料の減免の申請に関しまして、そして、新旧対照表の11ページになりますけれども、条例の第11条に規定をいたします利用者負担額の減免の申請に関し、この3点の申請に関しまして、それぞれ申請書に記載をい

たします氏名並びに住所に加え、新たに個人番号の記載を求めるという内容でございます。  
議案書の13ページをごらんいただきたいと思っております。  
附則でございます。この条例は平成28年1月1日から施行するものでございます。  
以上でございます。

糸賀委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

伊藤委員

1点だけなんですけれども、それぞれ、高齢者の方で番号がよくわからないとかというので申請書を持ってきてしまったときは、その申請に対してはどんな態度をとるのか。1点お伺いします。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

本年10月22日付でございますが、厚生労働省保険局国民健康保険課長名で都道府県国民健康保険主管部長宛てに発せられました、個人番号の利用開始に当たっての国民健康保険に関する事務に係る留意点についてによりますと、各種申請を初めて行う際には原則として個人番号の記載を求めることとなりますけれども、その際、申請者が自身の個人番号がわからず、申請書等への個人番号の記載が難しい場合等には、市町村の住民基本台帳ネットワークを用いまして、当該申請者の個人番号を検索し、職員が記載して差し支えないこと、また、国民健康保険におけます入院時食事療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費などのそれぞれの給付に係る2回目以降の申請等の際には、保険者において当該申請者の個人番号を既に保有していると確認できる場合は、申請窓口におきまして個人番号の記載を求めないこととしても差し支えないとされております。

今後、申請者等の負担軽減を図る観点から、申請等の受け付けに当たりまして配慮していきますことは必要との認識に立ちまして、国保のみならず全庁的な統一基準が図られていくものであらうと思っております。

以上でございます。

本谷高齢福祉課長

介護保険につきましては、市町村の担当者を集めて、1回そちらのほうのお話がありました。ただ、国保のほうのように細かい留意事項とかそういった通知のほうは現在のところ、おりてくるような話はあるんですけれども、実際のところ、まだ手元のほうにはおりてきておりません。

ただ、高齢者の場合、やはり制度そのものの理解とか、それから、やはり個人情報についての大事なものでございますので、なかなか理解いただけないこととか、あるいは、どちらかといえば、申請に当たっては代行とか家族とかそういった方が多いのが現状でございますので、そこら辺のところを留意するとともに、利用者の方にご不便をおかけしないような対応をしてみたいというふうに考えております。

伊藤委員

特に介護保険のほうに関しては、代行がやるということについては、やはり個人情報漏らさないということは当然あるんでしょうけれども、その辺の危険はすごくちょっと感じますので、指摘だけはしておきたいと思っております。

糸賀委員長

ほかにありませんか。

【な し】

糸賀委員長

別がないようですので、採決いたします。議案第5号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし・ありの声】

糸賀委員長

ご異議がありますので、挙手採決いたします。議案第5号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

糸賀委員長

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。  
次に、議案第6号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし・ありの声】

糸賀委員長

ご異議がありますので、挙手採決いたします。議案第6号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

糸賀委員長

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第9号 平成27年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第3号）の所管事項について、執行部から説明願います。

龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

それでは、ご説明をいたします。

まず、別冊の4ページ、5ページをお願いしたいと思います。

5ページの第2表繰越明許費でございます。

3民生費、ふれあいゾーン管理運営費につきましては、ひまわり園空調設備更新工事でございます。

次、子ども・子育て支援事業につきましては、（仮称）駅前こども送迎ステーション改修工事についてでございます。

その下、衛生費で、保健センター管理運営費につきましては、保健センターのトイレ改修工事についてでございます。

それぞれ事業完了が翌年度となる見込みのため、繰越明許費を設定したものでございます。

荒井教育部長

次は教育費、総合運動公園リニューアル事業でございます。これは、たつのこフィールドのバックスタンドと記録室の建設工事につきまして事業完了が翌年度となる見込みとな

ったことから、繰越明許費を設定したものでございます。

#### 龍崎健康福祉部長

続きまして、その下でございます。

第3表でございます。債務負担行為補正でございます。

健康福祉部の所管事項でございますけれども、5ページの一番下になります、ファミリーサポートセンター運營業務委託契約。

次のページをお願いをいたしまして、上から、さんさん館管理に係る業務委託契約、八原保育所設備管理業務委託契約、(仮称)駅前こども送迎ステーション運營業務委託契約、3つ飛びまして、保健センター清掃業務委託契約の5件でございます。来年度当初に契約の履行が必要なことから、本年度中に適正な契約手続を行うためのものでございます。

#### 荒井教育部長

次は教育委員会の所管事項です。

同じ6ページの中ほどちょっと下でございます。

全部で9件ございます。特別支援教育支援業務委託契約、英語指導助手業務委託契約、教育センター清掃業務委託契約、小学校施設管理に係る業務委託契約、中学校施設管理に係る業務委託契約、子どもの居場所づくり事業業務委託契約、学校給食センター管理に係る業務委託契約、学校給食センター第1調理場生ごみ処理機リース契約、学校給食センター第2調理場生ごみ処理機リース契約でございます。以上9件でございますが、来年度当初に契約の履行が必要なことから、本年度中に適正な契約手続を行おうとするものでございます。

#### 龍崎健康福祉部長

続きまして、7ページでございます。

第4表でございます。地方債の補正でございます。

ひまわり園施設整備事業につきましては、ひまわり園の空調設備更新工事に係る地方債の追加でございます。

#### 荒井教育部長

教育委員会所管のほうは変更のほうです。地方債の補正の変更でございます。

体育施設整備事業でございます。これは総合運動公園たつのこフィールドですが、リニューアル事業、バックスタンド、記録室の建設工事に係る地方債の変更でございます。

#### 龍崎健康福祉部長

続きまして、歳入のほうからご説明をいたします。

10ページ、11ページをお願いしたいと思います。

国庫支出金、民生費国庫負担金でございます。

国民健康保険基盤安定等につきましては、低所得者に対して保険税の軽減措置が行われておりますけれども、この財政支援が拡充をされまして、軽減対象者の増に伴う増額となっております。

次に、生活困窮者自立支援事業費につきましては、窓口にあります相談支援嘱託員の人件費の増に伴うものでございます。

特別障がい者手当等給付費につきましては、特別障害者手当と障害児福祉手当の増額に伴うものでございます。

4番、障がい者自立支援給付費につきましては、障害者介護給付費、訓練等給付費など、自立支援給付事業の扶助費の増額に伴うものでございます。

次に、児童福祉費負担金でございます。障がい児施設給付費につきましては、障がい児

の通所施設サービス利用に係る障がい児施設給付事業の扶助費の増に伴うものでございます。

次に、国庫補助金でございます。

社会福祉費補助金でございます。

セーフティーネット支援対策等事業費につきましては、10分の10の補助率であったものが4分の3の補助率に変更になったことから、減額となるものでございます。生活保護関係のレセプト点検に係る事務処理でございます。

次に、児童福祉費補助金でございます。

地域子育て支援事業費に3,151万8,000円でございますけれども、これにつきましては延長保育促進事業、病児病後児保育事業に係る補助金でございます。県の補助金、一番下の箱になりますけれども、県補助金の5番、特別保育事業費6,393万6,000円、これを減額いたしまして、国・県のそれぞれの地域子育て支援事業費のほうに組み替えるものでございます。

荒井教育部長

次は、0005放課後児童健全育成事業費2,640万円についてでございます。当初、この事業費の歳入につきましては全額県補助金で計上しておりましたが、子ども・子育て支援制度への移行に伴いまして、運営費に係る補助金については国3分の1、県3分の1となりまして、また、ルーム増設などの環境改善費に係る補助金につきましては国2分の1となりましたことから、この歳入項目に改めて計上するものでございます。

龍崎健康福祉部長

続きまして、県支出金でございます。

県負担金でございます。

国民健康保険基盤安定等でございます。国庫支出金でご説明いたしました国保税の軽減に対する県の財政支援の増額分でございます。

障がい者自立支援給付費につきましても、国2分の1に対し県4分の1の負担分でございます。

後期高齢者医療保険基盤安定等につきましては、国保の制度と同様に、低所得者への保険料の軽減措置の拡充に伴うものでございます。

児童福祉費負担金でございます。

障がい児施設給付費につきましても、国2分の1の負担に対して県4分の1の負担の増額分でございます。

施設型給付費につきましては、下の箱になりますけれども、県補助金の児童福祉費補助金、10の子どものための教育・保育給付費に組み替えるものでございます。これにつきましては、施設型給付費の県負担分について、県からの収入になるわけなんですけれども、県からは負担金と補助金の2本立てで入ってきます。その入ってくる内訳が変わったことによる増減と、そういうことでございます。

次に、県補助金でございます。

地域子育て支援事業費につきましては、国庫補助金と同額、組み替えによりまして、特別保育事業費の組み替えでございます。

荒井教育部長

次の放課後児童健全育成事業費につきましては、先ほど申し上げましたように、運営費に係る補助金がこれまでの県3分の2から国3分の1、県3分の1となりましたことから、県補助金を減額するものでございます。

龍崎健康福祉部長

続きまして、5番です。特別保育事業費につきましては、今ほどご説明いたしました組み替えによる減額でございます。

なお、組み替えの差額90万円が発生しておりますけれども、この90万円につきましては、休日保育事業が補助対象外となったことからの差額でございます。

10番、子どものための教育・保育給付費につきましては、県負担金、施設型給付費からの組み替えでございます。

次のページをお願いしたいと思います。

荒井教育部長

次は、18繰入金、義務教育施設整備基金繰入金でございます。これは歳出の31ページ、小学校施設整備事業に計上しております2件の工事と中学校施設整備事業に計上しております3件の工事に充当を予定しているものでございます。

龍崎健康福祉部長

続きまして、20諸収入でございます。

貸付金元利収入ということで、災害援護資金貸付金の元利収入、東日本大震災災害援護資金貸付金についてお一人の方が繰上償還をするものです。

次に、21市債でございます。

社会福祉債でございます。

ひまわり園施設整備事業債につきましては、ひまわり園の空調機の更新工事に係るものでございます。

荒井教育部長

次は体育施設整備事業債です。

これは歳出の33ページ、総合運動公園リニューアル事業に計上しております、たつのこフィールドバックスタンド建設工事と記録室建設工事の増額に伴い、地方債を増額計上したものでございます。

龍崎健康福祉部長

続きまして、歳出に入ります。

18、19ページをお願いしたいと思います。

中ほど、3の民生費からでございます。

初めに、それぞれ各職員給与費の補正につきましては、本年10月からの被用者年金制度の一元化に伴い、職員手当、共済費等を調整しているものでございます。

それ以外の部分につきましてご説明をいたします。

まず、民生費の社会福祉総務費でございます。

9300番、国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては、療養給付費の増などによるものでございます。内容は特別会計で申し上げます。

次の生活困窮者自立支援事業につきましては、相談支援嘱託員の人件費に係るものでございます。相談支援業務に関しまして、相当の経験を有する方を雇用したことによりまして単価差が生まれて、それについての補正でございます。

次に、総合福祉センター管理運営費につきましては工事請負費2件です。非常用自家発電装置修繕工事は、当初予算においては部品交換の内容で予算を計上したところでございますけれども、発電装置の一式交換のほうが適切であると判断をいたしまして、不足分を計上したものでございます。井戸水原水ろ過器制御盤交換工事につきましては、制御盤の故障による緊急修繕のための補正でございます。

ふれあいゾーン管理運営費でございます。工事請負費、ひまわり園空調設備更新工事に

つきましては、当施設が建築後20年を経過をいたしまして、老朽化した空調設備、室内機が32台、室外機が10台、これを更新するものでございます。

次の障がい者福祉事業でございます。扶助費につきまして、特別障害者手当、障害児福祉手当につきまして、本年度の実績に基づきまして年間の見込み額を積算したことによる増額補正でございます。

次のページをお願いいたします。

700番、障がい者自立支援給付事業、これにつきましても、扶助費について、それぞれの給付費の年間見込み額による増額補正でございます。

続きまして、介護保険事業特別会計繰出金につきましては、国庫補助金などの歳入額と歳出の保険給付費の見込み額の補正によるものでございます。内容は特別会計で申し上げます。

次、介護サービス事業特別会計繰出金でございます。ケアプラン作成の外部委託の増、これが主なものでございます。特別会計でご説明をいたします。

次の後期高齢者医療事業特別会計繰出金につきましては、保険料の増収や精算金、保険基盤安定等などの歳入の増によるものでございます。後ほどご説明をいたします。

3つ飛びまして、児童福祉事務費でございます。これにつきましては、子育て短期支援事業につきまして、平成26年度の国庫支出金の返還金でございます。

次の家庭児童相談事業につきましても、これにつきましては、養育支援訪問事業について、平成26年度の国庫支出金の返還金でございます。

次の児童扶養手当支給事業につきましても、児童扶養手当給付費について、平成26年度の国庫支出金の返還金でございます。

次に、障がい児施設給付事業につきましては扶助費でございます。記載のとおり、2件の給付費につきまして、本年度の実績に基づく年間見込み額の積算による増額補正でございます。

#### 荒井教育部長

その下の放課後児童健全育成事業の備品購入費についてでございますが、これは馴染小学校保育ルームと城ノ内小学校保育ルームに配置をしますテレビ2台の購入費用でございます。

#### 龍崎健康福祉部長

その下でございます。

子ども・子育て支援事業でございます。13委託料の一時預かり事業（幼稚園型）でございます。当事業は、幼稚園等が園児に対し教育時間終了後に預かり保育を行う施設に対し補助する事業でございます。このたび、国の制度の解釈が拡大されたことによりまして、委託費から補助金のほうに組み替えるものでございます。

14使用料及び賃借料につきましては、（仮称）駅前こども送迎ステーションの施設の賃借料2カ月分でございます。

15工事請負費、同ステーション施設への改修工事費でございます。内容につきましては、床、壁、天井の張りかえ、子供用、大人用トイレの設置、洗面台、キッチン等を設置するものでございます。

その下、高等職業訓練促進費等事業につきましては、平成26年度の国庫支出金の返還金でございます。

次のページをお願いいたします。

子育て世帯臨時特例給付金給付事業につきましても、平成26年度の国庫支出金の返還金でございます。

次に、保育所費でございます。

私立保育所運営費につきましては、これも平成26年度の国庫支出金の返還金でございま



す。

次、私立保育所保育助成事業でございます。19負担金、補助及び交付金、休日保育事業につきましては、当事業が国の補助メニューから削除されまして、施設型給付費での対象事業となったことから減額するものでございます。

23償還金、利子及び割引料につきましては、保育士等处遇改善臨時特例事業など3事業に係る国・県支出金の返還金でございます。

次に、生活保護費でございます。

一番上の15100の職員給与費（生活保護）につきましては、初めに申しあげました被用者年金制度の一元化による調整のほかに、職員1人が減となっております。これにつきましても補正に含まれているものでございます。

その下、生活保護適正実施推進事業につきましては、セーフティーネット支援対策事業費について、平成26年度の国庫支出金の返還金でございます。

その下、生活保護扶助費につきましても、生活扶助費、医療扶助費などについて、それぞれ26年度の国庫支出金の返還金でございます。

その下、災害援護事業につきましては、お一人の方の繰上償還でございます。

次に、衛生費、保健衛生費です。

成人保健事業、13委託費でございます。健康管理システム修正につきましては、検診場所の選択機能の追加などが内容でございます。

次に、母子保健事業の償還金、利子及び割引料でございます。これは、里帰り出産などで遠方で妊婦健診を受けた際の償還払いにつきまして、年間の見込み額による増額補正でございます。

その下、子育て相談事業につきましては、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業に係る平成26年度の国庫支出金の返還金でございます。

次のページをお願いいたします。

保健センター管理費、保健センター管理運営費でございます。15工事請負費でございます。保健センタートイレ改修工事につきましては、老朽化したトイレを改修するものでございます。内容は、ホールとトイレの段差の解消、女子トイレを広くするため、男女の場所の入れかえをいたします。そして、洋式便器を増といたします。また、ベビーチェアなども設置をしております。保健センター利用者に最も影響の少ない時期に工事を実施しようとするものでございます。

荒井教育部長

教育費でございます。

28ページ、29ページからが教育費でございます。

職員給与費以外の部分につきまして説明をさせていただきます。

次のページをお開きください。

小学校費の学校管理費でございます。

下5桁、28100小学校管理費の需用費150万円でございますが、これは小学校施設の緊急修繕用の費用を計上したものでございます。

次は学校施設整備費でございます。

下5桁、28600小学校施設整備事業の工事請負費でございますが、緊急改善が必要な龍ヶ崎小学校の空調設備と長山小学校の屋内運動場排煙設備の2件の工事費を計上したものでございます。

次は中学校費の学校管理費でございます。

28800中学校管理費の需用費400万円につきましては、中学校施設の緊急修繕用の費用を計上したものでございます。

次は教育振興費でございます。

28900中学校教育振興費の需用費796万3,000円でございますが、これは採択がえによっ

て、来年4月から使用する中学校教師用指導書309冊の購入費を計上したものでございます。

次の19負担金、補助及び交付金の補助金につきましては、県南大会へ出場する際に使用するバスの借り上げ料金が大きく値上がりをし、今年度内において不足が生じる見込みであることから、その不足分相当額を計上したものでございます。

次は学校施設整備費です。

29300中学校施設整備事業の工事請負費は、緊急改善が必要な城西中学校のグラウンドと長山中学校の放送設備、愛宕中学校の武道場排煙設備の3件の工事費を計上したものです。

次は社会教育費、社会教育総務費です。32、33ページになります。

文化会館費です。

31200文化会館管理運営費の工事請負費につきましては、文化会館駐車場の区画線、白線ラインの引き直しに必要な経費を計上したものでございます。

次は保健体育費の体育施設費でございます。

31700総合運動公園リニューアル事業の工事請負費についてであります。たつのフィールドのバックスタンドと記録室の建設工事につきまして、工事費を増額計上をいたしております。これは実施設計の段階で、バックスタンドにつきましては建築確認申請機関と消防署から指摘された不備を改善する必要性が生じたこと、また、記録室につきましては、当初予定しておりました正面の窓に加えて側面にも窓を設置し、部屋の中から常時フィールド全体を目視できるようにすべきとの判断により、それぞれ工事費の増額をいたそうとするものでございます。

次は学校給食費でございます。

32100学校給食運営費の工事請負費でございます。第1調理場で2件、第2調理場で1件の工事費を計上しております。これらはいずれも今年度に行われました茨城県の衛生管理指導で指摘を受けた設備の改修を行うもので、衛生環境の向上を目的に実施するものでございます。

以上でございます。

糸賀委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

伊藤委員。

伊藤委員

初めに、6ページです。

駅前仮称、6ページの上から3行目です。

債務負担行為の補正なんですけれども、補正だからあれなんでしょうけれども、駅前子どもステーションの運營業務委託契約ということなんですけれども、結局、あそこの運営を市が行うのではなくて委託するということなんです、一体どういうところに委託されるのかという。

矢口子ども課長

私どもで想定していますところは、社会福祉法人や保育業務を専門に扱っている事業者等を考えております。

伊藤委員

送迎のあれなので、専門のと言いますけれども、これは保育士の資格を持っている人をお願いするということではないでしょうか。

矢口こども課長

保育士を1名、資格のある方、もしくは2名ということで、常時2名の保育業務に当たっていただくようになるんですが、1名の方は補助者か支援員というふうな形になるかと思えます。

伊藤委員

私の希望としては、2名ちゃんとした資格のある人をお願いしたいというふうに思います。

ごめんなさい。

それで、今のところなんですけれども、21ページの子ども・子育て支援事業、ちょっと今のところなんですけれども、関連、こういうところをつくるということで、この利用料はどんなふうになっているのかなど。12月1日には広報に出すなんていうお話もあったんですけれども、利用料関係はどんなふうになるのかお伺いしたいと思います。

矢口こども課長

ただいまの施設の利用料等につきましては、検討しております。財政課とも協議しております。その後で、使用料・手数料等の改定検討委員会のほうでも検討していただくようになっております。こちらにつきましては、一般の方に、来年に入りまして早くて2月ごろの広報に載せられればいいかなと思っておりますが、予定でございますので、現在のところはまだはっきりしておりません。

伊藤委員

検討中ということなので、明らかにはできないと思うんですけれども、なるべくでしたら、そこで、結局保育所に、時間等々の関係で駅前ということですから、基本的には無料にもらったほうが利用者も多いのかなというふうに思うんですけれども、私の希望を伝えておきます。

次です。

23ページ、私立保育園の助成事業で、休日保育事業で、本会議の質疑の中で本年度はゼロということの答弁があったんですけれども、このPRをどんなふうにやっているのかということ、やっぱりPRをもっとしっかりやる必要もあるんじゃないかなというふうに思っていますので、その辺はどういうふうにやっているのかなと思います。大事な事業なので、やっぱり利用してもらおう、そこが大事だと思いますのでお聞きします。

矢口こども課長

ただいまの休日保育事業につきましてはPRですが、こちらの子育てガイドブックのほうに掲載しております。こちらは転入者の方や出産予定されている妊婦の方に配布しております。今年度、今から新しいものをつくるんですが、それにつきましては保育所や幼稚園のほうにも配布する予定でおります。

伊藤委員

今後、ますます共働きも増えるでしょうし、休日がやっぱり出勤という人も増えると思うので、やっぱりこの事業は私も大事に育てる、そういうことが必要かと思うので、ぜひよろしくお伺いしたいと思います。

次、33ページです。

この総合運動公園のリニューアル事業なんですけれども、消防署と建築確認のところ指摘されたということなんですけれども、こういうことがどうして実際の建設、実施設計なんか当然そういうことがわかるのに、何で後からこんなことになったのかということについては、ちょっとその経過だけ教えてほしいというふうに思います。

北澤スポーツ推進課長

当初予算を計上する段階で参考見積もりを徴取したわけなんですけれども、その段階では必要面積は240平米で見込んでいたところなんですけれども、実際に実施設計を進める中で、建築確認の審査機関と消防署から、通路の幅であったり、階段の幅であったり、あとは座席の幅をもう少し広げる必要があるというような指摘を受けまして、実際に観覧席の面積が広がったとともに、それに伴って屋根の面積も当然ふえるということが生じて、結果としてこれだけの経費がかかるということで増額に至っております。

伊藤委員

だから、その実施設計した会社が本当にしっかりした会社だったのかというふうに私なんか疑ってしまうんですけれども、当然こういうものを建てる時には、しっかりその辺の通路の広さとかというのは災害のことも考えれば当然のことなので、その辺は今後やっぱりしっかりしたところに頼むということについては気をつけてほしいなというふうに思います。

それで、この補正、工事が新たに加わったことで、ここの改修の全体の費用というのは全部で幾らになることになるんでしょうか。

北澤スポーツ推進課長

最終的な補正後の予算としては8,400万円になります。

伊藤委員

わかりました。

それで、スタンドと記録室そのものが、別々に総額は幾らになったかというのはわかりますか。

北澤スポーツ推進課長

当初予算では、バックスタンドが5,140万8,000円、記録室が674万円でしたけれども、補正後の金額は、バックスタンドが7,170万円、記録室が1,230万円となりまして、合計で8,400万円になります。

伊藤委員

わかりました。相当やっぱり費用がかかるということだというふうに思います。

すみません、あと一件です。

給食センターなんですけれども、県の衛生管理で指摘されたということなんですけれども、この衛生管理の検査というのはいつ行われたのかだけお伺いします。

大和田学校給食センター所長

第1調理場、第2調理場、別の会社に委託されまして、まず、第1調理場については7月20日に行われています。第2調理場につきましては、まず、6月30日に第1回の実地、それから、7月16日にその改善点を再度見に来るということで、2度行われております。

伊藤委員

ちょっと大変なことかもしれないけれども、9月、要するにもっと急いでやる必要があったのかなというふうに、衛生面なのでちょっとそういうふうに感じましたので、指摘だけさせていただきます。

以上です。

糸賀委員長

ほかにございませんか。  
後藤委員。

後藤委員

私のほうからも2点、今伊藤委員からご指摘があったところなんですけれども、質疑をさせていただきたいと思います。

21ページの13550番の子ども・子育て支援事業、工事費の駅前こども送迎ステーション改修工事についてなんです、本会議質疑の中で、キッチン等の設備もつくるんだというようにお話でございました。

そこでお伺いしたいんですけれども、お帰りが遅くなった場合にお子さんたちに食事を提供するのかなと思うんですが、このキッチンは軽食の提供を想定されているのか、それとも、ある程度しっかりとした夕食等の提供ができるようなキッチンなのか。その点を教えてください。

矢口こども課長

こちらの施設では調理はいたしません、ただ、お子さんたちの親御さんから、保護者の方からおやつや何らかのお子さんの食べ物をお預かりしたときに、冷たくして保管するべきものは冷蔵庫に保管し、温めてあげる必要のあるものは温めて提供するというような形をとるために、キッチン設備を設けるものでございます。

後藤委員

はい、わかりました。スペースも限られているので、やはり本格的な調理までは難しいとは思いますが、理解いたしました。

あとは、体制としては20名のお子さんを預かるようなということだったんですけれども、私も保育園の保護者の皆さんとこの事業についてお話をしたりとか、また、保護者の皆さんのほうからもこの駅前送迎ステーションについてはすごくお話を聞くんです。もう本当に好評です、待っていましたと。本当に皆さん期待されています。

そこで、ニーズの調査というか、20名で足りるのか。利用料との兼ね合いも出てくるとは思うんですけれども、ニーズの調査はどうなっているのかな。私、20名で足りないんじゃないのかなという、反響から考えているんですけれども、その点いかがでしょうか。

矢口こども課長

ニーズ調査につきましては、かなり前の調査しかしておりませんので、それほど多い人数ではなかったと思います。ただ、それほど反響いただいているということは私どものほうには耳に入ってきていないんですが、大変うれしく思います。もしも、今後運営しながら、様子を見ながら考えていかなければならないことかなと思っております。

後藤委員

わかりました。

スペース的な問題もあると思うので、定員しようがないと思うんですけれども、実際の運営以降だと、開始以降だと思うんですけれども、適切にニーズ満たせるように対応していただきたいと思います。

次です。

33ページの31700の総合運動公園リニューアル事業なんですけれども、質疑は今伊藤委員からございましたので、私からは意見としてやはり言わせていただきたいのが同じことなんですけれども、やはりスタンドの当初予算が5,140万だったのが2,000万ということで、4割近く事業費が上がるということですよ。記録室も674万が1,230万ということで、

事業費が倍になってしまうということであれば、やはり当初予算の審議というのがなかなか意味をなさなくなってしまうんじゃないかなと、やっぱり私としても伊藤委員と同じように思います。やはり当初予算の積算の段階で、参考見積りの段階で、この消防署から指摘されるようなことについては当然クリアしているべきだったと思うんです。それを改めて実施設計した段階で指摘されて増額というのでは、なかなか本当に当初予算の審議が意味をなさなくなってしまうので、私のほうからも改めて、この点についてはしっかりと原因を究明して、今後こういったことのないようにぜひしていただきたいと思います。これはもう消防署からの指摘等もありますので、反対まではいたしませんけれども、重ねてご注意をいただければと思います。

以上です。

糸賀委員長

ほかにありませんか。

油原委員。

油原委員

伊藤委員と同じ場所になってしまうんですけれども、6ページの債務負担行為です。駅前こども送迎ステーション運営業務委託2,177万5,000円。先ほど、保育士が正職というか、資格保有者なのか、それをサポートする人なのかというような話もありましたが、2,177万5,000円ですから、その辺の積算根拠あるわけですから、その辺について、この2,177万5,000円の積算根拠を教えてください。

矢口こども課長

こちらは送迎ステーションの運営と、中間施設があいてしまうことから、現在では子育て支援センターも運営する予定を考えておりまして、そちらの両運営の人員費が主なものとなります。

送迎ステーションについては、保育士と保育士補助者というか、保育士2名とドライバー1名ということで常時運営時間帯には配置するというので、人員費とそなたたちの管理についての費用、それと、バス送迎中の連絡用の通信費や、インターネット関連の接続ということで通信費と、あとは、運営始まる前の開設準備費も含まれております。それと、支援センターのほうでも、やはりこちらでも2名の保育士の配置を常時2名ということで考えております。それと、その人員費と管理費、イベントに要する費用とやはり開設の準備費ということで、合計こちらの金額になっているところでございます。

油原委員

それなりの積算根拠はあるということなんでしょうけれども、ですから、先ほどの質問の中で保育資格を持っているか持っていないかというようなので、もうはっきり2人は保育士の資格を持っている人という積算をしているということでしょう。ですから、そういう答弁はできるわけですね。

あと、それに関連して、続いていいですか。

21ページの同じく工事請負費ですけれども、この工事請負費の中身ではなく、先ほども出ましたが、利用料の話です。基本的に、委員会にかけて、使用料・手数料等検討委員会、その中でという経緯だけれども、基本的な考え方あるんじゃないかと思うんです。例えば、延長保育の時間単価でやっていくとか、基本的には担当としては、先ほども伊藤さんをお願いしたけれども、無料でやるかとか、所管としての考え方をちょっとお聞かせいただきたい。

矢口こども課長

利用料につきましては、送迎につきましては先進地の事例を参考にしたり、各保育園や幼稚園の市内の送迎の費用についてを参考にいたしまして、2,500円、2,000円前後ということで考えております。あと時間、ステーションに夕方お預かりして、遅くまでお預かりする時間帯の延長料金につきましては、1時間100円から200円程度を考えております。ただ、私どもの考えとしてそうっております。

油原委員

わかりました。

続きまして、19ページです。

生活困窮者自立支援事業、先ほど相談員、人件費の差額というかを計上したと、人件費の計上というか、資格要件というか、それなりの資格を持った人を相談員として採用したから単価が上がりましたよというようなお話を、そういう理解をしましたけれども、これは当初はどういう資格で公募というかして、結果的にどうい資格の人がどういようなことであつたのかお聞かせください。

渡邊社会福祉課長

こちらの生活困窮者制度につきましては、昨年の当初予算の策定段階では余り明確なもの流れてきておりませんでした。その後、実際に当初予算としましては、時間当たり1,000円というような見込みで計上させていただいたところでございます。しかしながら、この生活困窮者に対する支援あるいは相談につきましては、かなりの経験とかそういったものが要だというようなことで募集をいたしました。その要件といたしまして、こちらにつきましては、一番は就労の支援ということに重点を置きました。それで、そういう就労の相談経験、これが3年以上というようなことで、1,200円という単価を用いました。それと、経験のない方でも実際に窓口で相談業務をやっていただく、半分見習い的なものですが、そういった方についても1,000円ということで、2つのくくりをつくりました。実際に今回、うちのほうに応募いただいた方がハローワークでの経験、こちらが3年以上あつた方というようなことで、1,200円の単価というようなことでございます。そのため差額が生じたので、今回補正をさせていただくものでございます。

油原委員

わかりました。

参考までに、保健師は時間幾らでしたか、保健師は。

宮田健康増進課長

保健師のほうは時給1,300円です。

油原委員

ありがとうございました。

いいですか。

23ページです。

渡邊課長いじめるわけじゃないですけども、同じになつてしまつて。

生活保護適正実施推進事業、あわせて、下の生活保護扶助費です。内容的にはあれですけども、要するに両方とも国への返還金が生じたということですから、基本的に、上では適正実施事業を、言い方は大変失礼ですけども、不十分でやらなかつたのか。それから、生活保護費の扶助費についての償還金というのは基本的にどんなふうにして生まれてくるのか。ちょっとご説明いただきたい。

渡邊社会福祉課長

生活保護適正実施推進事業，こちらの返還金につきましては，レセプト点検ということでの補助金になります。レセプト点検，毎年毎年ですが，業者と見積もり合わせによって，3者ぐらいの見積もり合わせによって単価契約，それに基づいて実施したレセプト枚数での額になります。その結果といたしまして，今回返還金が生じたというところでございます。

続きまして，生活保護の扶助費についてでございます。こちら当然のことながら，平成26年度の生活保護費の支給実績に基づいて，実際には半期ちょっとぐらいの実績に基づいて国の負担金が決定をいたします。その後，実際に支出した額との差額での決算になります。その返還になります。第3回定例会のところで決算をご審議いただきましたけれども，昨年度については支出が，生活保護費，そんなに前年までと比べて伸びが少なかったというのがございます。そういったところで今回償還が生じたものでございます。

以上でございます。

糸賀委員長

いいですか。

ほかにございませんか。

大野委員。

大野委員

龍崎部長にお願いいたします。

21ページの子ども・子育て支援事業の子ども送迎ステーションの改修工事で，工事が始まり，そしてまた，債務負担行為の補正で来年には始まるということだと思っておりますけれども，佐貫駅前周辺の地域整備構想の策定前に工事をして，そして始まるということだろうと思います。基本構想は来年の7月，8月ごろにできるということでございますので，そういったところの整合性をちょっとお尋ねしたいと思います。

龍崎健康福祉部長

お答えをいたします。

確かに整備構想のほうは今やっているところでございますけれども，今回のステーションにつきましては，東口ロータリーの隣接地の既存の施設を活用してやっていくということで，以前からこういった構想を一応こども課のほうでは持っていてまして，まずやらないことにはどれぐらいの，先ほどのご質問でもありましたけれども，ニーズをきちっと把握するのもなかなか難しいという部分もあって，まずはその送迎ステーションを佐貫駅の利用者に使ってもらおうということで，ちょうど施設のほうも20人規模の手ごろといいますか，場所があったものですから，まずはそこをやるということで，おっしゃるとおり，今やっている構想とは連携といいますか，そこは持っていないところなんですけれども。

以上です。

大野委員

連携はとっていないということではよろしいんですか。

別にこれについて云々というわけじゃなく，そういった，前から取り組んでいましたと，そして，一刻も早くできることは私はいいいことなんです。ですが，基本構想，2,000万もお金かけまして，その中でどうやって，今からやっていきたいと思いますというときに始まってしまっているものかなというふうなことも思いましたもので，それで，さらに基本構想の中には，やはり活性化とか，定住人口を増加させようというようなこともありますので，そういったものについてのこの送迎ステーションの件についてはどんなふうに考えたいんでしょうか。いわゆる定住人口の増加への影響，活性化の影響を，こういった送迎ス



テーションでどのような影響があるのか。ちょっと部長のお話をお願いしたいと思います。

龍崎健康福祉部長

やはりJR佐貫駅に隣接した地点にこういった形でこども送迎ステーションができるというのは、市民の皆様にも当然利便性の向上にもなると思いますし、対外的にもアピールする部分はあるのかな。それが定住促進の一助にもなるんじゃないかなとこのように考えております。

大野委員

そういったものの検証、大変難しいかと思うんですが、ひとつその後の検証も引き続きお願いしたいと思います。

以上です。

糸賀委員長

ほかにありませんか。

杉野委員。

杉野委員

同じく21ページの送迎ステーションの件なんですけど、初めに広さです。もう一度教えていただきたいんですが、それと、賃料が2カ月で43万2,000円ですから、1カ月21万6,000円になりますね。これは駅前の相場が大体その程度なのか。安いのか高いのかわからないので、その辺どういうふうに評価したのかということ。お願いします。

矢口こども課長

広さにつきましては、約62平米でございます。

家賃につきましては、その内訳としましては、事務所の賃料16万ぐらいと、あと、駐車場をお借りするというのもありまして、このような賃料になっております。この周辺の家賃だけで考えましてもかなり高額でございます。何か所か当たりましたが、こちらの山村先生のところは安くお借りできたと考えております。

杉野委員

わかりました。

60平米というので、収容人員も20名、職員も含めると結構きついのかなという気はするんですけども、賃料の件につきましては、場所が場所だけに、一番いい場所だと思っております。ですから、やってみた結果どういうことになるのか。駐車場、ほかに賃料がありますよと、含まれていますよということですので、私もわかりませんが、あの辺の駅前というのは希少物件になってしまうので、安いかなとは思っております。ありがとうございました。

それと、33ページ、何度も何人かから、委員から指摘あったように、やはり総合運動公園のリニューアル事業ですよね。実施設計というのは、スポーツ振興課だけでチェックされるのか、その実施設計上がったときに。あるいは都市計画課ですか、そういった設計士いるわけですよね。そういった方も連携して一緒にチェックされているのか。その辺どうなのかということと同時に、やはりスポーツ施設専門業者への、普通はそこへきちっと委託すれば大体、その辺のことは基本的なことなので、観客の命の問題にもかかわりますので、その辺どういうふうにお考えなのか。もう一度改めてご認識のほどをお伺いいたします。

北澤スポーツ推進課長

見積書の徴取に当たりましては、担当課もちろんなんですけれども、資産管理課のほうで建築専門の職員もおりますので、そちらのほうを介して見積書を徴取している状況でございます。

それと、すみません、あともう一つです、すみません。

杉野委員

いや、こういうことがどうしてこうすり抜けていってしまったのかなということなんです、そのことについての認識を。

北澤スポーツ推進課長

当初ですけれども、メインスタンドの反対側に500人規模の観客が収容できるバックスタンドを建設するというので、参考見積書のほうをとったんですけれども、実際の実設計の中で、先ほども申し上げましたけれども、面積の増加や照明器具の設置と合わせまして、資材の不足による値段の高騰とあと人件費の変動なんかもございまして、結果として補正の金額が高くなってしまったということで私のほうは考えております。

杉野委員

金額が高いという問題ではなくて、こういうことが、基本的なことが抜けてしまうということが問題だろうと。そこを強く指摘しておきます。

以上です。

糸賀委員長

ほかにありませんか。

【なし】

糸賀委員長

別にないようですので、採決いたします。議案第9号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし・ありの声】

糸賀委員長

ご異議がありますので、挙手採決いたします。議案第9号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

糸賀委員長

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第10号 平成27年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、執行部から説明願います。

龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

議案第10号 平成27年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算の第2号でございます。

規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,509万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ94億1,965万5,000円とするものでございます。

50ページをお願いいたします。

債務負担行為でございます。

国民健康保険システム保守業務委託契約ほか2件の委託契約につきまして、来年度当初に契約の履行が必要なことから、本年度中に適正な契約手続を行うために設定をしたものでございます。

それでは、歳入からご説明をいたします。

52, 53ページでございます。

国庫支出金、国庫負担金でございます。

国庫負担金につきましては、それぞれの歳出額に32%の補助率で補助されるものでございます。

一般被保険者療養給付費につきましては、2億を超える療養給付費の歳出増額に伴うものでございます。

2の後期高齢者支援金、3の介護納付金の2件につきましては、それぞれの歳出額が確定したことに伴うものでございます。

次に、退職被保険者等療養給付費、その下、退職被保険者等後期高齢者支援金相当額、そしてその下、前期高齢者交付金のこの3つにつきましては、社会保険診療報酬支払基金からの歳入でございます。それぞれ額が確定したことによる補正でございます。

次に、共同事業交付金でございます。

高額医療費共同事業交付金は県の国保連合会からの歳入でございます。歳出の高額療養費の増額補正に伴うものでございます。

次に、繰入金でございます。一般会計繰入金です。

保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）につきましては、低所得者の軽減として7割、5割、2割の軽減措置を行っておりますが、それに対し県が4分の3、市4分の1を一般会計で措置をしまして、4分の4の形で一般会計から繰り入れるものでございます。

次、保険基盤安定繰入金（保険者支援金）につきましても、税軽減の被保険者の数に応じて積算された額について、国が2分の1、県と市が4分の1ずつを入れるものでございます。これの増による繰り入れでございます。

次に、繰越金、国民健康保険事業繰越金につきましては、前年度の繰越金を充当するものでございます。

諸収入、一般被保険者延滞金につきましては、年間の見込み額による増額でございます。

続きまして、歳出でございます。

54, 55ページでございます。

保険給付費であります。

一般被保険者療養給付費の増額、そして、退職被保険者等療養給付費の減額、そして、一般被保険者療養費、これらにつきましては、本年のこれまでの実績をもとに年間の見込み額を算出したしまして、当初予算との差額を調整したものでございます。一般被保険者療養給付費の増が顕著でございます。

次に、高額療養費でございます。

一般被保険者高額療養費につきましても、同じく年間の見込み額に基づく補正でございます。

後期高齢者支援金等でございます。

2100番の後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金につきましては、同じく年間の拠出額の確定によるものでございます。

前期高齢者納付金とその下、前期高齢者関係事務費拠出金につきましても、年間の拠出額の確定による補正でございます。

次のページをお願いいたします。

2700番、介護納付金でございます。これにつきましても、年間の拠出額の確定による補正でございます。

一般被保険者保険税還付金につきましては、年間の見込み額による補正ということになっております。

以上でございます。

糸賀委員長

執行部からの説明は終わりました。質疑等ありませんか。

杉野委員。

杉野委員

53ページの一番下、一般被保険者延滞金ですが、大幅に補正されていますが、通常この程度の大きな差額が生じるのか、それとも今回特別なのか。その辺だけお願いします。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

こちらにつきましては、本年度の半年間の徴収実績を勘案いたしまして、決算額といたしまして5,000万円が見込まれることにより、2,300万円の増額補正を行うものでございます。

なお、11月現在の徴収済み額といたしましては4,606万4,172円となっております。参考でございます。平成26年度延滞金の決算額は1億16万5,547円となっております。

以上でございます。

杉野委員

ありがとうございました。

もう一点よろしいですか。

55ページの上から2行目の退職被保険者等療養給付費なんですけど、補正が7,500万減額ということで、随分補正前の額と比べると金額が大きい。それから、さらにその財源内訳見ますと、その他がマイナスの1億1,000万、一般財源が3億4,500万ですか、失礼、3,450万ということなんですけど、この特定財源とそれから一般財源との入り組み、これはどういうふうに考えればよろしいんでしょうか。

吉田保険年金課長

まず、歳出におけます退職被保険者等療養給付費でございます。こちらのほうは、先ほど部長からご説明がありましたとおり、平成27年度前半の3月から8月診療分、5月から10月の支払いの実績をもとに療養給付費の決算見込み額を算出した結果、充足が見込まれましたため、減額補正をするというものになっております。よろしいですか。

杉野委員

ありがとうございました。

随分こう複雑なので、よく説明聞かないと私にはなかなかのみ定めなくて、申しわけございませんでした。ありがとうございました。

糸賀委員長

ほかにありませんか。

【なし】

糸賀委員長

別がないようですので、採決いたします。議案第10号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

#### 【異議なしの声】

糸賀委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第13号 平成27年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、執行部から説明願います。

龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

議案第13号 平成27年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,816万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ48億490万9,000円とするものでございます。

84ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為でございます。

介護保険システム保守業務委託契約ほか1件の委託契約につきまして、来年度当初に契約の履行が必要なことから、本年度中に適正な契約手続を行うために設定したものでございます。

それでは、次のページをお願いいたします。

86、87ページになります。歳入でございます。

国庫支出金、国庫負担金、介護納付費現年度分につきましては、歳出の保険給付費の補正に伴うものでございます。保険給付費の20%の負担という補助率でございます。

普通調整交付金につきましては、これも保険給付費の補正に伴うものでございます。

次、地域支援介護予防事業交付金現年度分につきましては、通所型介護予防事業の増額補正に伴うものでございます。これにつきましては国の負担率が25%となっております。

次、地域支援包括的支援・任意事業交付金現年度分につきましては、同事業の増額補正に伴うものでございます。これにつきましては国の補助率39%ということでございます。

次に、介護保険制度改正支援事業費でございます。これにつきましては、介護保険事務費の介護事業所台帳管理システム構築費に係る補助でございます。補助率2分の1でございます。

介護保険災害臨時特例補助金につきましては、福島第一原発事故被災者の介護保険サービス利用者負担額の助成に対する補助でございます。補助率が10分の10でございます。

次に、支払基金交付金でございます。

介護給付費現年度分につきましては、国20%のところ、支払い基金は28%の負担となっております。

介護給付費過年度分につきましては、平成26年度の介護給付費交付金の追加交付の決定分でございます。

次に、地域支援事業支援交付金現年度分につきましては、国が25%のところ、支払い基金28%の負担でございます。

次に、県支出金の県負担金でございます。

介護給付費現年度分につきましては、国20%、支払い基金28%で、県のほうは12.5%の負担でございます。

次に、県補助金でございます。

地域支援介護予防事業交付金現年度分、これにつきましては、国25%、支払い基金28%に対し、県12.5%の負担でございます。

次の地域支援包括的支援・任意事業交付金現年度分、これにつきましては、国が39%に対しまして県が19.5%の負担でございます。

次に、一般会計繰入金でございます。

介護給付費繰入金につきましては、国20%、支払い基金28%、県12.5%、そして、市の負担分も12.5%というところでございます。

地域支援介護予防事業繰入金につきましては、国が25%、支払い基金28%、県12.5%に対し、市の負担分も12.5%分、これが4万5,000円ありまして、そのほかに生活管理指導短期宿泊事業分といたしまして5万円繰り入れるものでございます。

地域支援包括的支援・任意事業繰入金につきましては、国39%、県19.5%、市も19.5%の負担分です。

介護保険事業職員給与等繰入金につきましては、人件費等の繰り入れでございます。

次のページをお願いいたしまして、その他一般会計繰入金につきましては、国庫補助のところで申し上げました介護事業所台帳管理システム構築費に係る、県のほうが2分の1の補助でしたが、その市の負担分、同額でございます。

以上でございます。

失礼しました。歳出に移ります。すみません。

90ページ、91ページでございます。

ここにつきましても、各職員給与については被用者年金制度の一元化に伴うものでございまして、そのほかの部分でございます。

200番、介護保険事務費につきましては、13委託料、介護事業所台帳管理システム構築でございます。これにつきましては、平成28年4月1日から小規模な通所介護事業所、これ利用定員が18名以下のところですが、地域密着型サービス等へ移行いたしまして、それに伴い、指定・指導事務が県から市のほうに権限移譲されます。市で指定した内容等についてこの管理システムに入力しまして、県及び国保連合会にデータを送信することを要することから、管理システムの導入を図るものでございます。

介護予防サービス計画給付費につきましては、本年のケアプラン作成実績が年度当初の計画までには至らないことから減額措置するものでございます。

次の高額介護サービス費につきましては、制度が改正されまして、本年8月から利用料が2割負担となる方が増えたことにより、高額介護給付の該当者が増えたということによるものでございます。

次のページをお願いいたします。

高額医療合算介護サービス費、高額医療合算介護予防サービス費につきましては、年間の見込み額による補正でございます。

次に、通所型介護予防事業でございます。13委託料、生きがい活動支援通所事業につきましては、介護保険施設等に委託をしまして、二次予防対象者がリハビリトレーニングなんかを施設で実施し、その指導をしてもらうというものでございます。利用者の増に伴うものでございます。

次、地域介護予防活動支援事業、13委託料、生活管理指導短期宿泊事業につきましては、在宅の虚弱な高齢者を一時的に特養施設に保護し、日常生活に対する支援を行うものでございますが、これにつきましても利用者の増に伴うものでございます。

次に、3500番、総合相談事業、13委託料、包括的支援事業相談等でございます。在宅介護支援センター運営事業、これ3法人に委託しておりますけれども、これにつきましても利用者の増に対応するものでございます。

次、家族介護支援事業でございます。13委託料、徘徊高齢者家族支援サービスにつきましては、認知症高齢者の位置情報を示す端末機を貸与するサービス事業でございますが、利用者の増に対応するものでございます。

次に、基金積立金でございます。

介護保険支払準備基金費につきましては、第1号被保険者の保険料余剰分を介護保険支払準備基金に積み増しするものでございます。

最後に、利用者負担額軽減支援事業、これにつきましては、福島第一原発事故被災者の介護保険サービス利用者負担額の助成でございます。これにつきましては10分の10の国庫補助ということになります。

以上でございます。

糸賀委員長

執行部からの説明が終わりました。質疑等はございませんか。

伊藤委員。

伊藤委員

1点だけ、徘徊高齢者家族支援サービス事業は今何件ぐらいありますか。93ページ、07003600。実績だけお聞きしたいんですけども。

本谷高齢福祉課長

現在、実績として4名の方がいらっしゃいます。

伊藤委員

何件ぐらい増えそうなんですか。

本谷高齢福祉課長

この後、さらに1名見込んでおります。

糸賀委員長

ほかにありませんか。

杉野委員。

杉野委員

同じく93ページお願いします。

積立金なんですが、現在、基金残高いかほどあるのか。

それから、それについて水準はどうか。パスパスなのか。その辺の状況についてお聞かせください。

本谷高齢福祉課長

ちょっと手元に資料のほうがありませんですけども、記憶ではたしか7,000万だったかと思います。

それで、今期、第6期のスタートですから、パスパスということではなくて、まだスタートしたばかりなので、初年度が大体残りまして、2年目でパスパス、そういうような、3年で計画しておりますので、その第1期目ですので、現在のところそういうふうな財源不足とかなんかはございません。

杉野委員

はい、わかりました。ありがとうございました。

糸賀委員長

いいですか、よろしいですか。

ほかにありますか。

【なし】

糸賀委員長

別がないようですので、採決いたします。議案第13号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

糸賀委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第14号 平成27年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について、執行部から説明願います。

龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

議案第14号 平成27年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)でございます。

規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,122万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億2,812万6,000円とするものでございます。

102ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為でございます。

後期高齢者医療システム保守業務委託契約ほか2件の委託契約につきまして、来年度当初に契約の履行が必要なことから、本年度中に適正な契約手続を行うため設定をするものでございます。

それでは、歳入のほうからご説明いたします。

104, 105ページをお願いいたします。

後期高齢者医療保険料につきましては、本年度の収納見込み額による補正でございます。

次に、繰入金でございます。

後期高齢者医療事務費等繰入金につきましては、これにつきましては歳入と歳出の差額について計上するものでございます。

次の保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者に対する軽減措置に対する県が4分の3、市が4分の1を一般会計から繰り入れるものでございます。

次、還付金につきましては、保険料の還付金ということで広域連合のほうから通知があったものでございます。

諸収入でございます。後期高齢者医療広域連合納付金精算金につきましては、平成26年度の納付金の精算分の歳入でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

職員給与費につきましては、本年10月からの被用者年金制度の一元化に伴う調整でございます。

3つ目です。後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、事務費納付金につきましては、広域連合のほうから通知があり、確定額による補正でございます。

その下、保険料等の納付金につきましては、先ほどの保険料の補正に伴うものでございます。

次に、諸支出金、保険料の還付金につきましては、広域連合から歳入のあった分を還付をするというものでございます。

以上でございます。



糸賀委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。  
杉野委員。

杉野委員

107ページの広域連合納付金なのですが、一括して納付しているので動きがよくわからないので、ここ数年の推移を、動向をお示しいただければと思います。広域連合になってしまうとどうしても中身が見えないので、その辺を説明していただければありがたいなということです。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

こちらのほうの負担金、補助及び交付金の補正額1,011万3,000円でございます。こちらの内訳でございます。こちらのほうは、後期高齢者医療事務費納付金確定、こちらのほうの確定金額が2,109万8,026円、それに伴う不足分が1つはございます。もう一つは、後期高齢者医療保険料徴収見込みといたしまして、こちらの額が4億7,109万1,000円。その金額に伴います不足分。そして、最後でございますが、低所得者等の保険料軽減分確定、こちらの確定額が1億1,322万6,257円に伴う不足分という内訳になってございます。

なお、こちらのほうの納付金のこれまでの経緯と申しますか、推移でございますが、こちらのほうは現在のところ後期高齢者のほうの伸びも結構ふえておる関係でございますので、こちらのほうの納付金の額につきましては今後もこのような増額になっていくのかなというふうに感じているところでございます。

以上でございます。

杉野委員

ありがとうございます。そういうことなんだろうと思います。ありがとうございます。

糸賀委員長

ほかにありませんか。

別にないようですので、採決いたします。議案第14号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

#### 【異議なしの声】

糸賀委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第15号 平成27年度龍ヶ崎市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について、執行部から説明願います。

龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

議案第15号 平成27年度龍ヶ崎市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ133万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,383万5,000円とするものでございます。

116、117ページをお願いいたします。

歳入歳出でございますけれども、まず、介護予防サービス計画費収入につきましては、介護保険のほうからケアプランの作成に対しての給付が行われるわけでございますけれども、全体としましてケアプランの作成が当初の計画を下回る見込みでございますので、それに伴って減額をするものでございます。

繰入金につきましては、歳入と歳出の差額の調整でございます。

歳出でございます。

居宅介護予防支援サービス費として、委託料、ケアプラン作成ということで、各事業所へもケアプランの作成委託をしているところでございます。これにつきましては増やしている状況でございますが、ケアプランは地域包括支援センターでも作成しておりますが、この部分がかなり減ってしまったということで、トータルでは減っているという状況がこの補正の内容でございます。

以上です。

糸賀委員長

執行部からの説明は終わりました。質疑等はありませんか。

【なし】

糸賀委員長

別がないようですので、採決いたします。議案第15号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

糸賀委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて、執行部から説明願います。

龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

議案書の36ページになります。

報告第3号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

これにつきましては、平成27年10月23日午後4時ごろ、龍ヶ崎市保健センターの敷地内において、市職員が除草作業で使用していた草刈り機によって小石が飛散し、隣接地に駐車していた普通乗用車を損傷させた事故に関する損害賠償額の決定及び和解について、市の過失割合100%相当分の損害賠償金を10万7,147円と決定し、和解が成立したものでございます。

以上でございます。

糸賀委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

大野委員。

大野委員

これはガラスなんですか、この破損したところは。

宮田健康増進課長

ワゴン車のリヤのガラスです。ちょっとした小石でも当たると、昔の乗用車でしたらフロントのひび割れ全部入るようなやつが、まだリヤガラスはそういうガラスなので、ちょっと当たると全部ひび入って割れてしまうということです。

大野委員

これは拡大してあるのかわかりませんが、結構大きいですね、そうでもないんですか。小石だからもっと小さいんですか。

宮田健康増進課長

当たったところは小さいんですけども、その衝撃で大きく起きてしまっているという形です。

大野委員

私も草刈り機は使いますけれども、これは近くなんですか。かなり遠くのところに飛んでこういう状態ということなんですか。

宮田健康増進課長

道を挟んで向こう側の駐車場ですので、5メートルくらい飛んでしまったということです。

大野委員

注意はしてやっていたんでしょうけれども、大体こういう破損というよりも、傷をつけたり、いろいろ割ることは十二分に考えられるので、普通は気をつけてやれば大丈夫なんでしょうけれども、カバーなんかもつけてはもちろんいたでしょうね。

宮田健康増進課長

普通雑草とか刈る回転式の草刈り機ですので、カバーは一応つけていたんですけども、ちょっとずれていたりして飛んでしまったと考えられます。

糸賀委員長

ほかにありませんか。

別にないようですので、採決いたします。報告第3号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

#### 【異議なしの声】

糸賀委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

これをもちまして文教福祉委員会を閉会いたします。